第三条第二項	住所地市町村長	通知カード又は個人番号カードの交付	住所地区長
		当該通知カード又は通知カードの交付	
第十一条第四項	住所地市町村長	市町村が備える	住所地区長
第十一条第五項	通知カード又は個人番号カードを、	通知カードにあっては住所地区長に、発見した個人番号カードにあっては住所地市長	区長（総合区長を含む。第三十五条第一項において同じ。）が作成した
	住所地市町村長		
第十五条の二	市町村長	区長	当該通知カードの返納を求めるものとし、又は当該場合であって従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、その者の代理人に対し、住所地市長が住所地区長を経由して
第十八条、第二十二条の二第六号及び第三十三条第四項	住所地市町村長		
第二十三条	市町村長は	市長（通知カードに係る事務にあっては、区長。）は	
第二十七条第二項	住所地市町村長に対し、当該個人番号カードを提示して	住所地区長に対し当該個人番号カードを提示して、住所地区長を経由して住所地市長に対し	
第二十八条第一項及び第五項並びに第三十条	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長	

第三条第二項	住所地市町村長	通知カード又は個人番号カードの交付	住所地区長
		当該通知カード又は通知カードの交付	
第十一条第四項	住所地市町村長	市町村が備える	住所地区長
第十一条第五項	通知カード又は個人番号カードを、	通知カードにあっては住所地区長に、発見した個人番号カードにあっては住所地市長	区長（総合区長を含む。第三十五条第一項において同じ。）が作成した
	住所地市町村長		
［項を加える。］			当該通知カードの返納を求めるものとし、又は当該場合であって従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、その者の代理人に対し、住所地市長が住所地区長を経由して
第十八条、第二十二条の二第六号、第二十三条及び第三十三条第四項	住所地市町村長		
［項を加える。］			
第二十七条第二項	住所地市町村長に対し、当該個人番号カードを提示して	住所地区長に対し当該個人番号カードを提示して、住所地区長を経由して住所地市長に対し	
第二十八条第一項及び第五項並びに第三十条	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長	